

日本学生支援機構奨学生に追加採用された方へ

「奨学生証」、「奨学生のしおり」及び「返還誓約書」を交付できる状況になりましたので、学生証持参の上、学生支援課窓口まで取りに来てください。

返還誓約書については、記入・押印の上、保証に係る添付書類と併せて12月1日(水)までに学生支援課に提出していただくこととなります。返還誓約書が所定の期日までに提出がされない場合、振込済みの奨学金を戻入の上、採用取消となりますので注意してください。

平成 22 年 10 月 学生支援課